

重要事項説明書

《短期入所生活介護》

制定：2014年 4月1日

改訂：2024年 1月1日

第6版

社会福祉法人「寿真会」

特別養護老人ホーム「らくえん」

1. 目的

社会福祉法人寿真会（以下「事業者」という。）が設置運営する特別養護老人ホーム「らくえん」（以下「事業所」という。）は介護保険法等関係法令の趣旨に従って、日常生活において介護を必要とされている方が、療養や機能の訓練を行いながらその社会復帰と自立を目指し、希望に満ちた日々を過ごす事ができるよう支援するために、心のこもったサービスを提供することを目的とします。

2. 事業者の概要

- 一 法人名称 社会福祉法人 寿真会（じゅしんかい）
- 二 法人の所在地 山梨県中央市極楽寺748番地
- 三 代表者の氏名 理事長 相馬健治
- 四 事業の内容 第二種社会福祉事業 特別養護老人ホーム「らくえん」の設置運営
- 五 設立年月日 2004年7月16日

3. 施設の概要

- 一 施設の名称 特別養護老人ホーム「らくえん」
- 二 施設の種類 介護老人福祉施設
- 三 施設の所在地 山梨県中央市極楽寺748番地
- 四 施設長の氏名 施設長 内藤直美
- 五 電話番号 055-274-1294
- 六 開設年月日 2006年2月2日
- 七 入居定員 ショート20名
- 八 居室等の概要

ショート個室	18	共同生活室	2
機械浴室	2	一般浴室	3
医務室	1	事務室	1
介護職員室	2	調理室	1
相談室	1	談話コーナー	2
地域交流ホール	1	イベンテラス	1

他

4. 職員の体制

職 種	主たる職務内容
施設長（管理者）	施設の運営管理の統括、職員の指導・監督等
看 護 師 長	利用者の看護・看護スタッフの指導・統括等
主 任 介 護 士	介護スタッフの指導・統括等
生 活 相 談 員	利用者の生活全般の相談援助、利用申込み受付、契約手続等
介 護 支 援 専 門 員	施設サービス計画書の作成・管理・評価等
管 理 栄 養 士	給食献立の作成・運用チェック、栄養指導等
理 学 療 法 士	利用者の機能回復維持に必要な訓練・指導等
看 護 職 員	健康管理・保健衛生指導、日常の看護等
介 護 職 員	利用者の生活上の介護・指導・援助全般等
事 務 員	総務・経理・業務関係事務の全般等
業 務 員	施設内外の清掃管理、入退所者の補助・送迎等

5. サービスの内容等

事業所では、利用される方に対して次に掲げるサービスを提供します。又、サービスの利用料は（1）を有料、（2）を無料に区分し、その内、有料のサービスについては（1）－1として利用料の全額若しくは一部が介護保険から給付されるもの、並びに（1）－2として利用料の全額を利用者に実費で負担して頂くものと区分しています。

（1）－1 有料サービスの内、介護保険の対象となるもの

一 入浴

利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営む事が出来る様、一般浴又は機械浴の入浴を支援します。また入浴が不可能な方についても身体の清拭を適切に支援します。

二 排泄

利用者の心身の状況に応じて適切な介助を行いながら排泄の自立に向けた支援を行います。

三 家事・雑務（更衣・整容等）

利用者の日常生活における家事・雑務を、それぞれの心身の状況を判断しつつ適宜に支援し、自立を目指して頂きます。

四 機能訓練

利用者の心身の状況に応じて本人が日常の生活を送ることができるよう理学療法士により、必要な機能の維持・回復の訓練を実施し、健康維持の増進も図ります。

五 健康管理

看護職員が中心となり、利用者の日常生活における健康管理に留意し、健康相談に応じます。

六 食事

管理栄養士により、献立を作成します。利用者の身体状況、疾病状況を考慮した献立を選択することができます。また、食事の時間や食事の場所も選択できます。

（1）－2 有料サービスの内、利用者が全額負担するもの

一 特別な食事

利用者の希望に基づき、自己負担で特別な食事を提供することができます。

二 教育・娯楽関係

利用者の希望により、レクリエーションや趣味のクラブ活動に参加することができます。

（利用料金・材料費等の実費を頂くことがあります。）

三 理容・美容

利用期間内であれば利用者の希望により、理・美容の出張サービスを受けることができます。

四 フリードリンクサービス

利用者の希望により、事業所内のお好きな飲み物を提供することができます。

（2） 無料のサービス

一 複写物の交付

利用者及びその家族は、当事業所のサービス提供についての記録を閲覧できます。また複写物を必要とする場合は無料で交付します。但し必要最低枚数に限定し大量の場合は有料となります。

(3) その他

一 その他のサービスについて

前項(1)及び(2)のサービス以外については、その都度有料・無料をお示しして、利用者若しくは家族等に事前の了解を頂きます。

二 利用料金について

当事業所の利用料金については、別紙の「利用料金表」に規定します。

6. 利用者について

(1) 利用までの諸手続き

一 利用条件

利用を希望される方(以下「本人」という。)は、次の条件を満たすことが必要です。

ア 満65歳以上であること。又は、満40歳以上、満64歳以下の特定疾病により、要介護状態になった方。

イ 関係法令に基づいて「要支援」以上の認定を受けていること。

ウ 月々の利用料の支払いが事業所の決めた期限までに納入できること。

二 利用申込み申し込みに際しては、居宅介護支援専門員からの申し込みとし、担当介護支援専門員又は、生活相談員に「利用申込書」(別紙)を提出して頂きます。「利用申込書」の内容に基づき当事業所で審査し、必要に応じて御家族や関係者(担当機関・居宅介護支援専門員)に照会することがあります。

三 利用前の書類手続き

利用を希望される方は代理人と当事業所担当者が面談し、「重要事項説明書」及び「利用契約書」(別紙)について説明の上、「利用契約書」「重要事項説明書」の作成をすすめます。

7. 緊急時の対応について

一 利用者の急病等

利用者の容態の変化が著しい場合には、直ちに、かかりつけの医師・病院への連絡、救急車の手配等必要な措置を講ずるほか、速やかに御家族に連絡します。

二 サービスの提供による事故等

事業所のサービス提供に伴い事故等が発生した場合には、前記一の必要な措置を講ずるほか、関係官庁に連絡・報告します。事業所の責により賠償すべき事故の場合、「利用契約書」第5章(損害賠償)に基づき、対策組織を拡充、強化し発生時の被害の最小限化に努めます。

三 非常災害発生時等

事業所は常に「防災・防火・安全管理規定」(別紙)に基づき、対策組織の拡充・強化を図り、発生時の被害の最小限化に努めます。また事後速やかに御家族及び関係官庁に状況報告等を行います。

8. 個人情報・秘密保持の対応について

- 一 当施設では、利用者に関する個人情報等、職員が業務上知り得た事項を無断で他に漏らしません。ただし、本人の治療上等必要な場合、本人又は代理人等の了解を得て情報を提供することがあります。
- 二 利用者の心身の状況等についての家族への情報提供は基本的に代理人に対してのみ行います。ただし、利用者又は代理人等からの委任状を持参された場合は、本人確認をして情報提供をいたします。

9. 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束は行ないません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、身体拘束廃止に関する指針に従い対応します。

10. 虐待防止のための措置に関する事項

- 一 施設は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、権利擁護・虐待防止に関する指針に従い措置を講ずるものとします。
- 二 施設は、サービス提供に当たり、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11. サービス内容に関する苦情・相談について

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

- 一 事業所の苦情・相談窓口 : TEL 055-274-1294
苦情受付担当 : 生活相談員
苦情解決責任者 : 施設長
ご利用時間 : 8:30~17:30

二 第三者委員

- ア 松村 央男 : TEL
- イ 長沼 幸弘 : TEL

三 行政機関の苦情・相談窓口

- ア 国民健康保険団体連合会・介護保険相談窓口
TEL 055-233-9201 FAX 055-223-2077
- イ 山梨県社会福祉協議会運営適正委員会
TEL 055-254-8610 FAX 055-254-8614

四 各市町村の介護保険担当課

五 第三者評価実施の有無

第三者評価については実施されていません。

1 2. 利用料金の支払いについて

利用料は1ヶ月毎に計算をして、毎月末日付けで請求します。

計算日の翌月、下記のいずれかの方法でお支払いいただきます。

- 一 事業所指定の金融機関の「口座振替」（26日が土、日、祝日の場合は翌日）
- 二 事業所指定の金融機関への「口座振込」の場合は25日までにお振り込みください。
- 三 現金でのお支払いは25日までに営業時間内に受付にお支払いください。

1 3. その他

事業所は利用者又は、その代理人と利用決定時に交わす「利用契約書」（別紙）を遵守します。
又、「重要事項説明書」（本紙）及び「利用契約書」（別紙）に記載のない事項については、協議の上円満に処理するものといたします。

以上

年 月 日

私は介護福祉サービスの提供の開始に際し、下記記載の利用者及び代理人に対し、「重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行ないました。

特別養護老人ホーム「らくえん」

職名： _____ 氏名： _____ (印)

私は、特別養護老人ホーム「らくえん」の「重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を担当者より受け、その介護福祉サービスの提供開始に利用者として同意しました。

利用者住所： 〒 _____

同氏名： _____ (印)

私は、特別養護老人ホーム「らくえん」の「重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を担当者より受け、その介護福祉サービス開始に利用者の代理人として同意しました。

代理人住所： 〒 _____

同氏名： _____ (印)